

東かがわ市公告第 17 号

東かがわ市長が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により行う予防接種について、下記に掲げるとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

予防接種の種類	対象者	実施方法	実施期間	実施場所
五種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ ヒブ）	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者	個別接種	令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	市内委託医療 機関及び県内 広域予防接種 協力医療機関
四種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ）	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者			
三種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風）	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者			
二種混合 2 期 （ジフテリア 破傷風）	実施日において 11 歳～13 歳未満の者			
不活化ポリオ	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者			
麻しん風しん 予防接種第 1 期 （MRワクチン）	実施日において 生後 1 歳～2 歳未満の者 ※令和 6 年度未接種の者は令 和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間 接種期間が延長			
麻しん風しん 予防接種第 2 期 （MRワクチン）	就学 1 年前の学年（幼稚園の年 長にあたる学年）の者 ※令和 6 年度未接種の者は令 和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間 接種期間が延長			
風しんの第 5 期 予防接種 （MRワクチン）	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性 であって、令和 6 年度末までに 抗体検査を実施した結果、風し んの抗体が不十分な方であった 未接種者は令和 9 年 3 月 31 日ま での 2 年間接種期間が延期			

日本脳炎 1期 2期	実施日において 生後6か月～90か月未満の者 9歳～13歳未満の者 ※平成7年4月2日～平成19 年4月1日までに生まれた者 で20歳未満の者	個別接種	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	市内委託医療 機関及び県内 広域予防接種 協力医療機関
BCG	実施日において 生後1歳未満の者			
ヒブ	実施日において 生後2か月～5歳未満の者			
小児用肺炎球菌	実施日において 生後2か月～5歳未満の者			
水痘	実施日において 生後12月～36月未満の者			
B型肝炎	実施日において 生後1歳未満の者			
ロタウイルス感 染症	令和2年8月1日以降に生まれ た者 ・経口弱毒生ヒトロタウイルス ワクチンを使用する場合 生後6週0日後～24週0日後 の者 ・5価経口弱毒生ロタウイルス ワクチンを使用する場合 生後6週0日後～32週0日後 の者			
子宮頸がん (ヒトパピロー マウイルス感染 症)	実施日において 小学6年生～高校1年生相当 の女子 ※令和4年4月1日から令和 7年3月31日までの3年間の 期間中に少なくとも1回以上 接種した、平成9年4月2日～ 平成21年4月1日までに生 まれた女子は、令和8年3月 31日まで1年間接種期間が延 長			
成人用肺炎球菌	満65歳及び60歳以上65歳未 満であって、心臓、腎臓もしく は呼吸器の機能またはヒト免 疫不全ウイルスによる免疫機 能に著しい障害を有する者			
帯状疱疹	令和7年度に65歳、70歳、75 歳、80歳、85歳、90歳、95歳 となる者、100歳以上の者及び 60歳以上65歳未満であって、 ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能に著しい障害を有す る者			